



別添

国官参自保第228号

令和2年8月6日

一般社団法人 全国軽自動車協会連合会会長 殿

国土交通省大臣官房参事官（自動車（保障））
(保障制度参事官室長)



「令和2年度自賠責制度広報・啓発活動」の実施について

標記について、令和2年7月17日に開催した自賠責広報協議会における了解に基づき、本年度の「自賠責制度広報・啓発事業」を別紙のとおり実施することといたしました。

つきましては、下記事項にご留意いただき、本事業に対する特段のご支援、ご協力を賜りますとともに、関係団体、傘下会員等に対する周知等、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 活動の目的

依然として無保険・無共済車両による自動車事故が発生している状況を踏まえ、自賠責加入義務車全てのユーザーに対して自賠責保険・共済の有効期限確認の呼び掛けと、無保険・無共済車運行の違法性を訴え加入促進を図るとともに、自賠責制度の役割や重要性、各種被害者救済対策について広く国民に周知を図るための広報・啓発活動を展開する。

2. 実施期間

令和2年9月1日（火）から9月30日（水）までの1ヶ月間

3. 実施方法（詳細は別紙参照）

（1）国土交通本省における広報活動等の実施

ポスター及びリーフレットを制作し、関係機関・団体等に対しポスター掲示並びにリーフレット配布について協力依頼することにより、全国的な広報活動を行い、自賠責保険・共済の役割や重要性、加入促進を呼び掛ける。

(2) 地方運輸局における広報活動等の実施

- ① 地方公共団体、関係機関・団体等に対してポスター掲示並びにリーフレット配布について協力依頼するとともに、地方公共団体広報誌等を活用した積極的な広報活動の実施について協力依頼する。
また、原動機付自転車の市区町村窓口への届出にあっては、自賠責保険・共済への加入の指導を徹底することについても併せて協力依頼する。
- ② 無保険・無共済車の監視業務において、永年多大な貢献をした者に対し、地方運輸局長又は沖縄総合事務局長の表彰を行う。
- ③ 無保険・無共済車の監視活動については、本事業期間中、効果的に実施し、可能な限り多くの違反車両のチェックを行う。

(3) 自賠責取扱団体等における広報活動等の実施

- ① 一般社団法人日本損害保険協会、一般社団法人日本損害保険代理業協会、一般社団法人外国損害保険協会、全国共済農業協同組合連合会、日本再共済生活協同組合連合会、全国自動車共済協同組合連合会、全国トラック交通共済協同組合連合会等自賠責広報協議会員は、ポスター、リーフレット等を活用して、広報活動を積極的に実施する。その他、傘下会員及び代理店等に対して広報活動の促進を促す。
- ② 自賠責保険・共済の有効期限切れを防止するため、保険・共済期間満了前の加入者への通知の徹底を図る。
- ③ 保険標章・共済標章の貼替え忘れに対する注意喚起の徹底を呼び掛ける。

【本件に関する問い合わせ先】

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3
国土交通省自動車局保障制度参事官室 担当：酒井、尾関
電話：03-5253-8111（内線41544、41534）

令和2年度自賠責制度広報・啓発事業について

1. 自賠責制度広報・啓発事業の経緯について

- (1) 無保険・無共済車対策の一環として、昭和53年度から平成9年度までの間、「無保険バイク追放キャンペーン」を実施。
- (2) 平成10年度からは、交通事故防止、被害者保護の重要性及び自賠責保険・共済の役割について広く国民に周知を図るため、無保険・無共済車対策を含めた自賠責制度全体の広報・啓発事業に発展させ、例年9月の1ヶ月間を広報・啓発期間として実施。

2. 令和2年度自賠責制度広報・啓発事業について

(1) 背景

自賠責制度は昭和30年の制度創設以来、交通事故被害者の救済に大きな役割を果たしてきたが、現在では交通事故による死者数は年々減少傾向にあるものの、令和元年の事故発生件数は約38万件、死傷者数は約46万人と、依然として高い水準にあり、国民の誰もが交通事故の被害者にも加害者にもなり得る極めて深刻な状況となっている。

(2) 自賠責制度を広報・啓発する必要性

自賠責保険・共済は被害者保護を目的として創設され、全ての被害者に対して基本的な損害賠償を保障する制度であり、原則として全ての加害者の賠償責任を担保するものである。

しかしながら、自賠責保険・共済の加入は、自動車の販売店等において車両購入の手続きとあわせて行われている実態があり、実際に自動車を運行する者の同制度の認識度は必ずしも高いものとは言い難く、その必要性・重要性が理解されていないこと、また車検制度のない原動機付自転車及び軽二輪自動車にあっては有効期間満了後の加入状況をチェックする仕組みがないこともあり、従前より広報・啓発に努めているものの、依然として無保険・無共済車による事故が発生していることから、自賠責保険・共済について幅広く周知することにより、その認識度を向上させ、加入を促進させる措置を講ずる必要がある。

3. 広報内容

(1) 自賠責保険・共済への加入促進、無保険・無共済車運行の違法性の周知

自賠責保険・共済は、自動車損害賠償保障法により運行の用に供する全ての自動車に対してその加入が義務付けられている。しかし、車検制度のない原動機付自転車や軽二輪自動車のみならず車検対象車両による無保険事故も少なからず発生していることから、全ての自賠責加入義務車両を対象に無保険車運行の違法性を訴える。

また、無保険・無共済車による事故の場合は多額の損害賠償金を加害者が自己負担することとなるため、被害者とその家族だけでなく、加害者とその家族も苦しむこととなるといった悲惨さについても深く認識させる必要があることから、自動車の所有

者のみならずその家族に対しても期限切れや加入忘れがないよう継続的に呼びかけることが重要。

(2) 自賠責制度に関する認識度の向上

交通事故はクルマ社会の負の部分であり、被害者にとっても、また加害者にとっても悲惨な結果をもたらすものである。万一交通事故の当事者となってしまった場合に備えて、自賠責制度に対する認識をより高いものとしてもらうため、自賠責制度の周知を図ることにより、その重要性を認識していただくとともに自動車安全特別会計の運用益を活用した各種被害者救済対策を併せて周知し、理解を得る必要がある。

具体的には、自賠責保険・共済の一般的な制度、政府の保障事業、被害者や保険加入者に対する情報提供の充実、公正中立な第三者機関による紛争処理制度、各種被害者救済対策などである。

4. 自賠責制度広報・啓発の訴求対象（ターゲット）

国民全般

特に、若年層・青年層を主ターゲットとした広報・啓発を実施

5. 実施時期

9月1日（火）～30日（水）

6. 具体的な広報展開

(1) ポスター掲示・リーフレット配布

- ① キャッチコピー：「忘れていませんか？「自賠責」保険・共済」
- ② ポスター：関係機関・団体、公共交通機関、学校、地方公共団体等に掲示依頼（A2判・B2判、約10万枚印刷）。
- ③ リーフレット：関係機関・団体等の窓口等において配布依頼（A4判三つ折り、約150万枚印刷）。

(2) WEB活用

① 自賠責制度広報・啓発事業記事への誘導

関係機関・団体等のホームページに、国土交通省ホームページ掲載プレス記事へのリンクバナーを掲載し、自賠責制度広報・啓発事業の内容に誘導（関係機関・団体等のホームページスペース上可能な場合）。

② 自賠責関係ポータルサイトへの誘導

本年度もURL「<https://www.jibai.jp>」により、国土交通省自動車局の自賠責関係ポータルサイトにアクセスできるようにする。

(3) 保険・共済標章貼替え忘れに対する注意喚起

保険・共済標章の貼替え忘れが多い現況を踏まえ、保険会社・共済組合の協力を得て、各代理店あて貼替え忘れに対する注意喚起の徹底を呼掛ける。

(4) 政府広報との連携

政府広報オンラインでのページ掲載

7. ポスター掲示協力依頼先

(1) 国土交通本省から依頼

- ・ 自賠責広報協議会構成機関・団体
- ・ 二輪車団体、日本弁護士会、短期入院協力病院 等

(2) 地方運輸局等からの依頼

地方公共団体、関係行政機関、大学・短大・専門学校（上記以外）、商業施設、多客施設、自動車・バイク販売店、自動車教習所、運転免許センター、多数の従業員が通勤用に自動車や二輪車等を利用しているとみられる事業所 等

8. 広報・啓発の実施機関

自賠責広報協議会 各構成機関・団体

国土交通省、独立行政法人自動車事故対策機構、一般社団法人日本損害保険協会、
一般社団法人外国損害保険協会、全国共済農業協同組合連合会、
日本再共済生活協同組合連合会、全国自動車共済協同組合連合会、
全国トラック交通共済協同組合連合会、一般社団法人日本損害保険代理業協会
など

忘れていませんか？ 「自賠責」保険 共済

法令を守って楽しく走ろう！

自賠責
保険（共済）
未加入での運行は
法令違反です

9月
安心町
に 12-34

ステッカーの
貼り替え忘れに
ご注意ください！

ステッカーを貼らずに運行したり、
有効期限切れステッカーを表示
することも法令違反です！

自賠責って？

「自賠責」は、交通事故の被害者の救済や、万が一加害者となってしまった場合に備えるための保険（共済）制度です。もしも、「自賠責」に加入しないで人身事故を起こすと、多額の損害賠償金を自分で支払わなければなりません！

自賠責の加入は簡単です

各損害保険会社・共済協同組合・農業協同組合や保険（共済）代理店、クルマ・バイクの販売店等で簡単に加入できます！250cc以下のバイク（原付含む）なら、一部のコンビニやインターネットでも、簡単な手続きで加入できます！

チェック！自賠責の有効期限



250cc以下のバイク（原付含む）はナンバープレートのステッカーの有効期限をチェック（ステッカーの色は全7色あり、年ごとに異なります）



自動車及び250ccを超えるバイクは車検ステッカーの有効期限をチェック



詳しくは…

自賠責ポータルサイト



<https://www.jibai.jp>

無保険（共済）車・無車換車を見かけたら…

無保険車通報窓口



[https://www.mlit.go.jp/jidsha/jidosa_tk5_000012.html](https://www.mlit.go.jp/jidisha/jidosa_tk5_000012.html)



NASVA 独立行政法人
自動車事故対策機構

一般社団法人 日本損害保険協会 一般社団法人 外国損害保険協会 一般社団法人 日本損害保険代理業協会 JA共済 こくみん共済（全労済） 全自共

自賠責保険・自賠責共済

もし、こんなことがあなたに起こったら…

交通事故の被害者に対する さまざまな救済対策

国土交通省では、自動車事故による被害者に対して、各種団体や病院などと提携し、さまざまな救済対策を行っています。



交通事故被害者向けのパンフレット



国土交通省 交通事故にあつたときには [検索] (<https://www.mlit.go.jp/jidoshajitou.html>)

交通事故に関する相談先の選定、交通事故などのに対する育成資金の支給、短期入院費用の助成、支援制度及び支援相談機関等の情報を掲載しています。

公益財団法人 交通事故共済金支給機構 <http://www.nasra.go.jp>
〒130-0013 東京都墨田区錦糸3-2-1アリカイースト19階

電話 0570-000738
IP電話からは 03-6853-8002

交通事故に対する育成資金付金、生活資金、入学資金、入学支度金の支給など

公益財団法人 交通事故共済金支給機構 <http://koisuii.or.jp>
〒102-0083 東京都千代田区鍛町4-5 海事センタービル7階

電話 03-0120-16-3611

自賠責の支払いについて紛争が生じた場合など

一般財団法人 自賠責保険 共済紛争処理機構 <http://www.jibai-adm.or.jp>
〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台3-4 龍名館本店ビル11階
〒541-0051 大阪府大阪市中央区備後町3-2-15 モレスコ本町ビル2階

電話 03-0120-159-700

自動車事故の相談・示談・附帯・電話相談など(無料)

公益財団法人 日弁連交通事故相談センター
〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
弁護士会館14階(本部)(ほか全国一円)
弁護士による無料の電話相談 電話 0570-078325
(通話料有料) IP電話からは 03-3581-1770

自賠責保険(共済)未加入での運行は法令違反です!

※詳しくは裏面の「自賠責の加入は簡単です」をご覗ください。

もしくは裏面の「自賠責の加入は簡単です」をご覗ください。
無保険(共済)車・無車検査を見かけたら…

無保険(共済)車・無車検査窓口 [検索] (<https://www.mlit.go.jp/jidoshajitou.html>)

1年以下の懲役または50万円以下の罰金(自動車損害賠償保険法)、および違反点数6点となり、免許停止(道路交通法)などの処分の対象となります。もし、人身事故を起こした場合は多額の損害賠償金を自分で支払わなければなりません。

国土交通省 地方行政法人、日本損害保険協会、一般社団法人、外國損害保険協会、一般社団法人、日本損害賠償代理業協会、一般社団法人、ごみ共済会、ゆき組、JA共済、支給機関
自賠責保険・自賠責共済

ご存じですか、自賠責のこと——。「自賠責」への加入は、クルマやバイクを持つ人、使用する人、すべての人の義務です。

▶自賠責制度とは…

自賠責保険・共済は、「交通事故被害者を救済する基本的な対人賠償の確保」と、万一あなたが「交通事故の加害者になってしまった場合の経済的負担を補う」制度です。

クルマやバイク（原動機付自転車を含む）1台ごとに、加入が義務づけられています。

○保険料・共済掛金（各社一律同額）

離島以外の地域（沖縄県を除く）に適用する保険料・共済掛金（単位：円）					
	60か月	48か月	36か月	24か月	12か月
自家用乗用自動車	—	—	29,520	21,550	13,410
軽自動車（後輪操縦車）	—	—	28,910	21,140	13,210
小型二輪自動車（250cc 超）	—	—	11,900	9,680	7,420
軽二輪自動車（126～250cc）	17,330	14,990	12,600	10,160	7,670
原動機付自転車（125cc以下）	14,380	12,600	10,790	8,950	7,060

- （令和2年4月現在）
◆ 多額の賠償金を自己負担することになります。

- ◆ 死亡事故による自賠責保険金支払額平均2,400万円
立替払いしませんが、被害者救済のため国が一時的に
立替払いしますが、全額加害者よりお返し頂きます。
◆ 国の立替額は、右記自賠責限額の範囲内となります。

▶交通事故の被害者数は…

交通事故は年間に38万件以上発生し、死傷者数も46万人を超えています。



▶自賠責の範囲・支払限度額は…

交通事故の損害の状況に応じて、被害者1人ごとに保険金・共済金が支払われます（支払限度額が決められています）。

交通事故の被害者は、加害者が自賠責保険・共済に加入している損害保険会社・共済協同組合・農業協同組合に対して、直接、損害賠償額を請求することができます。

○損害の範囲・支払限度額表

	損害の範囲	支払限度額(被害者1名あたり)
傷害による損害	治療関係費、文書料、休業賃金、慰謝料	最高120万円
後遺障害による損害	逸失利益、慰謝料等	● 治療系疾患・精神・機能部障害器に著しい 傷害を残して介護が必要な場合 常時の費用のとき：最高4,000万円 随時介護のとき：最高3,000万円 ● 後遺障害の程度により 第1級：最高75万円 第14級：最高75万円
死亡による損害	葬儀費、逸失利益、慰謝料	最高3,000万円
死亡による損害 (傷害による損害)	最高120万円	最高120万円

▶自賠責の契約から支払いまでの流れは…

保険金・共済金は、損害保険会社・共済協同組合や農業協同組合から支払われます。国土交通省はその支払いが適正かつ迅速に行われるよう基準を定め、監督しています。

▶交通事故の被害者数は…

（出典：警察庁交通安全統計）

1 多額の賠償金を自己負担することになります。

2 加害者が支払えないので、被害者救済のため国が一時的に立替払いしますが、全額加害者よりお返し頂きます。

3 国の立替額は、右記自賠責限額の範囲内となります。

保険金・共済金の支払い

支払額の決定

事故・損害の調査

保険金・共済金の請求

交通事故による損害の発生

自賠責保険・共済の契約

▶自賠責の有効期限チェック方法は…



ステッカーに記載の有効期限をチェックしましょう。



▶ステッカーの貼替忘れにご注意!!

車種	ステッカーを貼替忘れのとき	ステッカーを貼したとき
原動機付自転車	20万円以下の罰金	30万円以下の罰金
原動機付自転車(125cc以下)	根規法令	自動車損害賠償保障法

▶自賠責の加入は簡単です

各損害保険会社・共済協同組合はじめ、クリマ・バイクの販売店や保険（共済）代理店でも、簡単な手続で加入できます！

詳くは…



<https://www.jibai.jp>

QRコード
自賠責ポータルサイト

【参考】

自転車保険について
自転車は自賠責保険・共済に加入できません。
自転車による事故も補償対象とする保険・共済には個人賠償責任保険・共済などがあります。
ご加入希望の方は、各損害保険会社・共済協同組合や農業協同組合またはお近くの保険（共済）代理店へお問い合わせください。